

第16回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月12日(水) 午後2時から午後2時20分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(13人)

会	長	14番	前川	正人								
委	員	1番	丹野	義基	2番	佐畑	幸一					
		3番	伊東	登	5番	唯野	哲夫					
		6番	坂本	雄司	7番	後藤	義昭					
		8番	三國	実加	9番	小島	良金					
		10番	佐藤	雄一	11番	武島	竜太					
		12番	中和田	吉彦	13番	目黒	正一					

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	橋本庸介
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第16回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第16回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。9月12日、月曜日、総会後に農業振興委員会を開催し、本年度、相馬市農業委員会として市に提出する、農地利用最適化推進施策の改善等具体的意見についての協議を行っております。9月15日、木曜日、県農業会議主催の農業委員研修会が福島市のパルセいいざかで開催され、佐畑委員、坂本委員、中和田委員の3名が出席しております。9月28日、水曜日、第16回総会に係る議案を郵送で配布させていただいております。10月5日、水曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。6番坂本雄司委員、7番後藤義昭委員、ご両名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
 次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に

ついて、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は6件の報告を受理いたしました。このことについては、農地転用許可を受けた事業は、許可の3ヶ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は、1年ごとに工事が完了するまで定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。提出された工事の進捗状況、完了報告について、計画どおり工事が行われているかどうか、現地調査にて確認を実施しているものです。報告の概要については議案書記載のとおりです。

続いて、(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、10件の届出を受理いたしました。こちらは、相続などにより農地を取得した際には、農業委員会へ届け出なければならないとされております。こちらの届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。報告は、以上です。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、進入路を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上

になります。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手
お願いします。11番武島竜太委員お願いします。

11番 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、去る
10月5日に12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代
表して調査結果を報告いたします。

申請人、申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、
進入路用地となります。許可基準第1号の立地基準について、申請
地は、非線引き区域用途区域外にある農地であり、南側に1種農地
である水田が広がっておりますが、市道及び水路を挟んでかなり
の高低差があり、分断されていると判断いたしました。よって、第
2種農地のその他の農地であると判断しました。許可基準第2号
は、自己住宅への進入路用地のため、他の場所での事業は不可能で
あります。以上の事から、立地基準を満たしていると判断しまし
た。許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地
への影響、支障はないものと判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの
回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しま
した。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号農地法第 4 の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1 番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から 8 ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、備考欄に記載のとおり、道路法第 2 4 条事前協議済みであります。また、議案書に記載はありませんが、地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上になります。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。1 2 番中和田吉彦委員をお願いします。

1 2 番 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件について報告します。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。去る 1 0 月 5 日、1 1 番委員、1 3 番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。

許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は、概ね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断しました。しかし、この案件は、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第 2 号は、第 2 種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第 4 号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの

回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番目黒正一委員願います。

13番 議案第3号現況確認証明申請について、番号1番から3番について、去る10月5日に、申請地の現況を11番委員、12番委員、事務局2人とともに現地調査を実施いたしましたので、調査委員を代表してご報告いたします。

申請地の現況は、議案書に記載のとおり、番号1番は山林、番号2番は原野、番号3番の枝番1、2、3はいずれも原野と判断いたしましたので、申請地目のとおり証明書を交付することが妥当であると判断いたしました。以上でございます。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から11番までの11件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。

こちらの非農地判断については、農地法第32条の規定により、毎年、農業委員会で実施している農地利用状況調査にて、復旧が困難な農地として判断された農地について、改めて現地調査を実施し、総会の議案として、「農地」に該当するか否かの判断についてご議決いただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における調査担当

委員の農地・非農地の判断を、参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せて、ご参照いただければと思います。事務局からの説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手
願います。13番目黒正一委員お願いします。

13番 議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る10月5日に、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地を確認してまいりましたので、調査委員を代表してご報告いたします。

番号1番から11番までのうち、番号2番は農地と判断し、他はすべて非農地と判断しました。

また、番号1番、3番、4番、5番、6番、11番は原野、7番から10番までが山林と判断してまいりました。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、番号2番を除く10件について、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、番号2番を除く10件について、非農地と判断することに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第16回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 6 番 坂 本 雄 司

議事録署名委員 7 番 後 藤 義 昭